

「民事法律扶助制度」について

司法書士 吉田 史

1. 日本司法支援センター（法テラス）の概要

(1) 法テラスとは

2006年4月、総合法律支援法に基づき、国の出資のもと総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として設立された法人。総合法律支援とは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度をより容易にするとともに、弁護士や司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにする総合的な支援をいう。

(2) 従来の司法制度の問題点

情報力の問題・・・法制度、相談機関についての情報の不足

費用の問題・・・法律専門家に支払う費用を用意できない、費用の額が不透明

アクセスの問題・・・近くに裁判所がない、法律専門家がない。そもそも司法制度が遠い存在。

(3) 業務の概要

情報提供業務

利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった際に、一定の要件のもとで無料の法律相談の実施、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行なう。

犯罪被害者支援業務

適切な相談機関を紹介するとともに、被害者参加制度や損害賠償命令制度といった法制度に関する情報提供を行う。利用者が弁護士による相談を希望される場合には、犯罪被害者支援に理解のある弁護士を紹介する。

国選弁護等関連業務

国の委託に基づき、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払い等を行う。

受託業務

日本弁護士連合会からの委託による援助業務(生活保護申請援助、犯罪被害者 法律援助、子どもに対する法律援助等)を行う。

2. 民事法律扶助制度

(1) 民事法律扶助制度の意義

裁判を受ける権利

「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」(日本国憲法 32 条)

裁判手続は本人自らによって利用することができ、必ずしも法律専門家による関与は必要ではない(本人訴訟・本人申立の原則)。

実際には・・・

- ・ 手続が煩雑
- ・ 専門的な能力や知識を要求される
- ・ 裁判所に行ったり、準備をしたりする時間がない

法律専門家の関与なしに裁判手続を利用することが困難な場合が多い。

ところが・・・

- ・ 法律専門家に依頼する場合の費用が不透明
- ・ 法律専門家に費用を支払う経済的余裕がない

裁判による解決をあきらめてしまい、泣き寝入りするケースも。

つまり民事法律扶助制度とは・・・

経済的に余裕がない人が泣き寝入りしないための制度であり、裁判を受ける権利を実質的に保障するもの。

また、費用の不透明さをなくすため、着手金や報酬についても明確な基準が定められている。

(2) 内容

法律相談援助

弁護士、司法書士による無料法律相談を実施する。

代理援助

民事事件に関する手続およびその前提となる示談交渉について、弁護士、司法書士費用(着手金、実費等)の立替えを行う。

書類作成援助

裁判所提出書類の作成等にかかる司法書士・弁護士費用(報酬、実費等)の立替えを行う。

立替金については、原則として償還が必要(通常1か月5000円~1万円程度)。

(3) 利用するための要件

資力が一定額以下であること

民事法律扶助制度は、経済的に余裕がない方が司法を利用する場合に、そのための援助をする制度である。そのため、弁護士・司法書士に支払う費用が十分用意できる方は利用することができない。この資力基準は、月収と保有資産（現金、預貯金、自宅以外の不動産等）の2つの基準で審査される。

【参考】資力基準（大阪の場合）

| | 河内長野・泉佐野・大阪狭山・柏原・泉南・富田林・阪南・羽曳野の各市、泉南・豊能・南河内の各郡 | 左記以外 | 家賃・住宅ローンを負担している場合に加算される金額の上限 | 保有資産の上限 |
|-------|--|-------------|------------------------------|---------|
| 単身者 | 182,000 円以下 | 200,200 円以下 | 41,000 円 | 180 万円 |
| 2 人家族 | 251,000 円以下 | 276,100 円以下 | 53,000 円 | 250 万円 |
| 3 人家族 | 272,000 円以下 | 299,200 円以下 | 66,000 円 | 270 万円 |
| 4 人家族 | 299,000 円以下 | 328,900 円以下 | 71,000 円 | 300 万円 |

勝訴の見込みがないとはいえないこと

勝訴、和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあることを要する。裁判等の場合、勝訴できるかどうかはやってみないとわからないが、明らかに勝訴する見込みがない場合でなければ、この要件を満たすと考えてよい。

民事法律扶助の趣旨に適すること

相手方への嫌がらせや報復的感情を満たすことを目的とした事件、または権利濫用的な事件、費用対効果が見込めない事件では利用できない。

3. 実例

(1) 借金問題

（相談内容）

会社員の A さんからの相談。配偶者、子 2 人の 4 人家族。現在、消費者金融 5 社から 300 万円の借金を抱えている。月額 10 万円を返済してきたが、不況の影響で給料が減少し、現在の月収は 18 万円程度であり、生活するだけで手がいっぱいとなった。預貯金を取り崩して借金を返済していたが、それも尽き、返済困難となった。

A さんは、とある司法書士事務所に相談したが、着手金として 20 万円が必要と言われ、途方に暮れている。

（措置）

聴取の結果、方針を破産申立てに決定。収入が少なく司法書士費用の捻出が困難であることから、書類作成援助を利用した。その後、免責の決定を受け、現在、法テラ

スに対して毎月 5000 円ずつ償還を続けている。

(2) 労働トラブル

(相談内容)

飲食店でアルバイトをしていた勤務している B さんからの相談。数か月前から勤務先からの給与が遅れがちになり、現在、合計すると 50 万円の給与が未払になっている。B さんはアルバイトを辞めるつもりだが、未払の給与は支払ってもらいたいと考えている。B さんには法律や裁判手続についての知識はなく、できることなら法律専門家に依頼したいが、多額の費用がかかるのではないかと不安を感じている。

(措置)

勤務先の店主に対して未払賃金を請求するため、代理援助を利用。交渉の結果、店主から 50 万円全額の支払いを受けることができた。

4 . 東北大震災と法テラスの役割

- ・ 被災者・避難者を対象とした無料法律相談の実施
- ・ 民事法律扶助の利用促進
- ・ 今後、求められる対応
償還金の猶予、民事法律扶助を利用するための要件緩和、援助対象の拡大等